

# 事業者の皆様へ 大分県の盛土規制法に関するお知らせ

大分県では、**令和7年5月1日**に、大分市を除く県内全市町村を宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域に指定して、規制を開始します。（大分市は、市で規制区域の指定を行い、規制します。）

## 盛土規制法に基づく届出

運用開始日以前に工事着手して、運用開始後以降も継続する一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積については、**令和7年5月22日までに**、盛土規制法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づく**届出が必要**です。



※ 様式等提出書類は後日、HP掲載予定

## 届出が必要な工事等の規模

土地の形質の変更（盛土・切土）				
①盛土で高さが <b>1 m超</b> の崖を生ずるもの 	②切土で高さが <b>2 m超</b> の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2 m超</b> の崖を生ずるもの （①、②を除く） 	④盛土で高さが <b>2 m超</b> となるもの （①、③を除く） 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの （①～④を除く） 
一時的な土石の堆積				
⑥堆積の高さが <b>2 m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの 		⑦堆積の面積が <b>500㎡超</b> なるもの 		

## 盛土規制法の規制区域（案）

規制区域（案）は、都市・まちづくり推進課のホームページをご確認ください。

HP：<https://www.pref.oita.jp/site/kisotyousa-kuiki-kouhyou/>

## 問い合わせ先

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 盛土対策班

電話：097-506-4692

メール：a17510@pref.oita.lg.jp